

企画部会設置要綱

平成 13 年 6 月 1 日決定

平成 16 年 5 月 28 日改正

平成 27 年 12 月 11 日改正

（設置）

1. 国土審議会令（平成 12 年政令第 298 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、土地政策分科会に企画部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

2. 部会は、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項及び国土の利用に関する基本的な事項について調査審議し、その結果を土地政策分科会に報告する。

（庶務）

3. 部会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局企画課において処理する。

（雑則）

4. この要綱に定めるもののほか、部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。